平成２２年（フ）第２９０号
岡山市北区首部332番地１―405
債務者　野﨑みゆ紀
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３００号
岡山市北区幸町８番８号　清幸マンション403号
債務者　小郷　敦子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７１号
岡山市中区清水１丁目６番５－７号
債務者　樋上　真美（旧姓島村）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８１号
東京都八王子市中野山王３丁目16番２―510号
債務者　麦倉　静子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３３号
石川県羽咋郡志賀町上野整の12、従前の住所金沢市野町２丁目20番15号
債務者　山田真紀子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午前10時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第２５号
長崎県松浦市志佐町庄野免658番地１
債務者　山口　宏信
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
長崎県松浦市今福町北免2009番地40
債務者　田中美由紀
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第３６３号
川崎市多摩区登戸2500番地　第１手塚荘203
債務者　大川　　博
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７０８号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地14―304
債務者　青木　勝彦
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９４号
栃木県小山市東間々田２丁目22番４号
債務者　寺井　芳江
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前10時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第６２６号
東京都武蔵野市御殿山２丁目19番11号有隣荘B111
債務者　斯波　　稔
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７２３号
東京都福生市武蔵野台１丁目22番地32
債務者　石崎　洋美
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２８９号
静岡県袋井市高尾1468番地　ケアハウス紅紫萩、前住所静岡県浜松市中区龍禅寺町540番地
債務者　村松　志宇
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２９０号
静岡県浜松市東区市野町2392番地の１　サンビューラⅡ102号、前住所静岡県浜松市天竜区山東3156番地の３　雇用促進住宅山王宿舎１棟307号
債務者　小野　善保
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３１１号
静岡県磐田市豊島1122番地１　クレメントＤ―202号
債務者　大上　弘子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係